

「淀川水系における水資源開発基本計画」におけるソフト対策(例)

緊急時に使用する水源としての地下水及び雨水・再生水の利用

- ・危機時において必要最低限の水を確保するため、緊急時に使用する水源としての地下水及び雨水・再生水の利用の取組を推進。

(例) 雨水貯留タンク設置に関する取組

- ・兵庫県西宮市では、雨水貯留タンクを設置する方に対して、その設置費用の一部を助成する「雨水貯留タンク設置助成制度」を実施し、大雨時の雨水流出抑制及び、災害時の緊急用水としての活用を促進。

※緊急時に使用する水源としての雨水の利用による効果量は水系全体でみると僅かであるため、水需給バランスの点検の際には見込んでいない。



雨水貯留タンクの設置状況

出典：兵庫県より提供

応急給水体制の整備

- ・危機時において、必要最低限の水を確保するため、応急給水体制の整備を推進。

(例) 可搬式浄水装置の配備

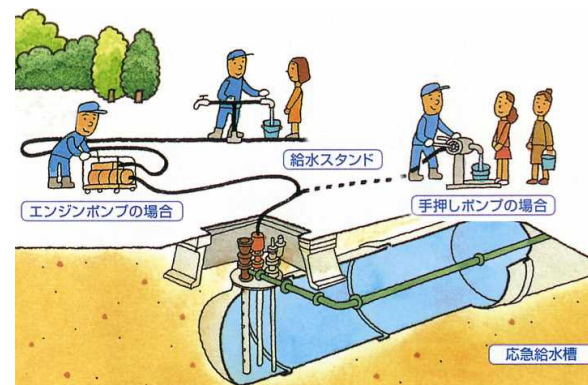
- ・(独)水資源機構では、可搬式浄水装置(海水淡水化装置)を配備し、渇水時や災害発生時に給水支援ができるよう、体制を整備。

出典：可搬式浄水装置((独)水資源機構)



(例) 応急給水槽の設置

- ・京都市では、地震等発生時等における飲料水の確保を目的に、営業所などの地下に応急給水槽を設置。
- ・現在、市内16箇所を設置し1,506m³貯水可能。



出典：
京都市上下水道局HP

※応急給水の整備による効果量は水系全体でみると僅かであるため、水需給バランスの点検の際には見込んでいない。

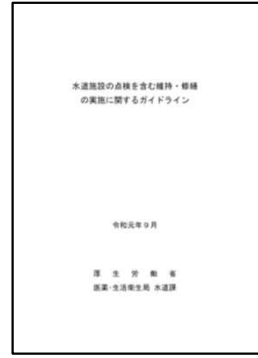
「淀川水系における水資源開発基本計画」におけるソフト対策(例)

老朽化対策、耐震対策及び耐水対策等を計画的に推進

危機時にも水インフラ施設が機能不全に陥らないよう、長寿命化計画等を策定し、老朽化対策、耐震対策及び耐水対策等を計画的に推進。

(例) 水道施設の老朽化対策に関する計画の策定

厚生労働省では、令和元年10月に施行された改正水道法を踏まえ、水道事業者等に義務づけられた水道施設の維持及び修繕の内容を定めるに当たっての基本的な考え方を明らかにし、適切な資産管理を推進するためのガイドラインとして、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を策定。



水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン(R1.9)
出典: 厚生労働省ウェブサイト

災害時の相互支援に関する協定の締結

災害時応援協定等を締結し、飲料水の確保、給水活動が困難な際に広域的な応急給水支援を行える体制を整備。

(例) 連絡管を用いた相互応援給水に関する協定の締結

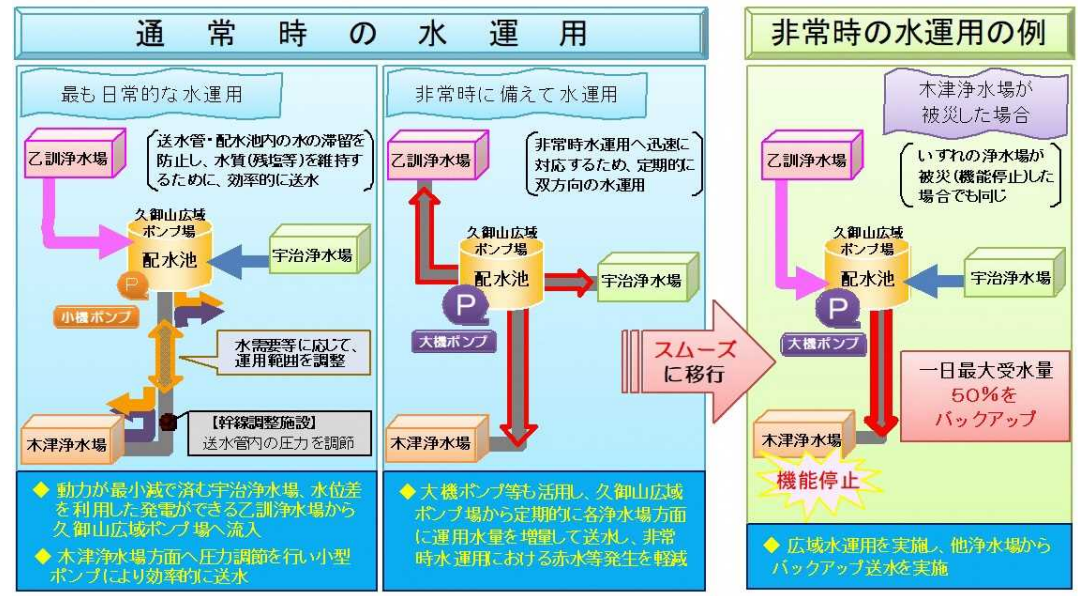
大阪市では緊急時の相互応援給水のために、近接する9市(八尾市、守口市、摂津市、東大阪市、松原市、門真市、堺市、寝屋川市、吹田市)と緊急時用連絡管を整備。(令和3年3月31日時点)

柔軟な水供給の実施

危機が発生した際の応急復旧の段階では、河川管理者、利水者及び関係府県等の関係者の調整により、柔軟な水供給が行えるよう努める。

(例) 柔軟な水供給

京都府では、京都府営水道広域水運用システム(H23.4開始)を運用し、他浄水場からバックアップ送水を実施。



出典: 京都府営水道ビジョン

水資源機構では、渇水時には河川管理者、利水者及び関係機関との一層の情報共有を図り、関連する施設の総合運用や無効放流量を減らす等きめ細かな管理を実施。